

議案第20号

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市職員の特殊勤務手当に、福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当を追加するため、この案を提出するものである。

## 米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当

第4条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第5条 福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉事務所に勤務し、生活保護を担当する査察指導員およびケースワーカーに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した月1月につき5,000円とする。

## 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年米原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第7条」を「第8条」に改める。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第16条および米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年米原市条例第21号）第9条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> 略</p> <p>(行旅病死取扱作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 行旅病死取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条に規定する行旅病人、行旅死亡人またはこれら以外の行旅中の病傷人もしくは死亡人がある場合において、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第16条および米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年米原市条例第21号）第9条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(5)</u> 略</p> <p>(行旅病死取扱作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 行旅病死取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）第1条に規定する行旅病人、行旅死亡人またはこれら以外の行旅中の病傷人もしくは死亡人がある場合において、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用条文の改正</li>   <li>・ 特殊勤務手当の種類として第3号に福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当を追加</li> <li>・ 第3号の追加による号ずれ</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 福祉業務に従事する職員の特殊勤務</li> </ul>

<p>第5条 福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉事務所に勤務し、生活保護を担当する査察指導員およびケースワーカーに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した月1月につき5,000円とする。</p> <p>第6条～第8条 略</p>	<p>第5条～第7条 略</p> <p>第8条 削除</p>	<p>手当として、生活保護に関する指導監督を行う職員および現業職員に対し、月額5,000円を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条の追加による条ずれ</li> <li>・不要な条の削除</li> </ul>
---	--------------------------------	---

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例新旧対照表（改正理由）（付則第2項関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第19条 特殊勤務手当条例第3条から第8条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、特殊勤務手当条例の例により算出して得た額の報酬を支給する。</p>	<p>（特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第19条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、特殊勤務手当条例の例により算出して得た額の報酬を支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う引用条文の改正</li> </ul>